

2024.5.29 河浦龍生

○要支援児童等、要保護児童のエンパワーメントや社会資源に繋げる SW とは

三つの流れ（受容支援的、協働的、介入的、これらが繰り返される）

- ・受容支援的対応は、親に、子どもには不適切との自覚がありニーズ沿って支援。区役所と関係機関が中心。
- ・協働的対応は、自覚がない場合や当事者意識がない場合、親との関係づくりに努め、事実を認め現在の養育問題を共有し、あるべき養育に向かって協働していく、養育を変えようとする動機付けを支える支援。  
＝社会的養護 SW の中心（児相と区役所の協働・連携が必要）
- ・介入的は、不適切である事実を調査把握し、告知する・教育する・指導する、必要な権限を行使。

○それらを展開する基本的理念

こども基本法、子ども家庭庁設置法に向けた「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（R3年12月閣議決定）」では、以下のことを求めている。

- ・こどもまんなか社会づくり（子ども権利条約の精神を社会全体で認識する）
- ・親が自己肯定感をもって子どもと向き合える親としての成長を支援
- ・すべての子どもの基本的人権の保障と、こどもの最善の利益を第一に考慮
- ・制度や組織による縦割りの壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援
- ・待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要なこども・家庭に支援が確実に届くようプッシュ型支援、アウトリーチ型支援に転換
- ・それぞれのこどもや家庭の状況に合わせたオーダーメイドの支援を行うアウトリーチ型支援（訪問支援）を充実させる。

\*特に、待つのでなく、プッシュ型、アウトリーチ型支援は重要である

こども政策の新たな推進体制に関する基本方針  
～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～

R3年12月21閣議決定

- \* 1. こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案
- \* 子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながらこどもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、保護者が子育ての第一義的責任を果たせるようすることが、こどものより良い成長の実現につながる

こども政策の新たな推進体制に関する基本方針  
～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～

R3年12月21閣議決定

- \* 5. 待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要なこども・家庭に支援が確実に届くようプッシュ型支援、アウトリーチ型支援に転換  
(略) NPO等の民間団体等が連携して、こどもにとって適切な場所に支援者が出向いて、それぞれのこどもや家庭の状況に合わせたオーダーメイドの支援を行うアウトリーチ型支援（訪問支援）を充実

○プッシュ型支援、アウトリーチ型支援が必要な子どもや家族

- ・ SOS の発信が弱い  
4月の深夜電話相談から 一口頭
- ・ 相談機関への信頼が乏しい又は不信感  
はぐはぐの相談から 一口頭